

法学研究科修士学位論文審査、及び最終試験に関する取扱要領

中央大学大学院学則第6章第3節、及び中央大学学位規則に基づき、修士学位論文審査、及び最終試験について、以下の通り取り扱う。

なお、修士学位の授与決定は、修士学位論文審査の評価、及び最終試験の評価について、それぞれ合格評価以上の判定を受けるとともに、所要の単位修得がなければならない。

1. 修士学位論文審査について

修士学位論文の審査は、学位授与方針を踏まえて、以下の各観点について、修士学位を授与するに十分な水準にあるかどうかを審査する。その評価は、以下の各観点に対する審査結果を踏まえて、総合的に判定し、以下の基準により、S（100点～90点）、A（89点～80点）、B（79点～70点）、C（69点～60点）を合格とし、E（59点以下）を不合格とする。

（評価の観点）

- (1) 問題意識の適切性・独自性
- (2) 研究方法の適切性
- (3) 論文構成の適切性・明確性
- (4) 結論の妥当性・独自性
- (5) 先行研究に対する検討度
- (6) 専門用語の理解度とその使用の適切性
- (7) 註・参考文献の提示方法の適切性
- (8) データの信頼性、図表の正確性・適切性
- (9) 論文の学問的・社会的意義

（評価の基準）

評価の各観点に照らして、

- A : 修士学位論文として極めて優れている
- B : 修士学位論文として優れている
- C : 修士学位論文として十分な水準を有している
- D : 修士学位論文として必要最低限の水準を有している
- E : 修士学位論文としての水準を有していない

2. 最終試験について

最終試験は、原則として口述試験にて行う。以下の各観点について、修士学位を授与するに十分な水準にあるかどうかを審査する。その評価は、学位授与方針を踏まえて、修士学位論文審査結果を基礎評価としながら、以下の各観点に対する審査結果を踏まえて、総合的に判定し、S（100点～90点）、A（89点～80点）、B（79点～70点）、C（69点～60点）を合格とし、E（59点以下）を不

合格とする。

(評価の観点)

- (1) 修士学位論文に関連する知識
- (2) 専門分野に関連する知識
- (3) 自身の研究に関する学問的・社会的意義
- (4) 試問に対して明解かつ論理的に回答しているかどうか

(評価の基準)

評価の各観点に照らして、

- S : 修士学位を授与するに極めて優れた水準にある
- A : 修士学位を授与するに優れた水準にある
- B : 修士学位を授与するに十分な水準にある
- C : 修士学位を授与するに必要な最低限の水準を有している
- E : 修士学位を授与するに必要な水準に達していない

なお、最終試験は、修士学位論文審査により判定された評価結果を上限評価として評価する。

3. 評価結果の取扱いについて

- 1) 修士学位論文審査の評価結果、及び最終試験の評価結果については、成績原簿、及び成績証明書に記載する。
- 2) 修士学位論文審査に関する『法学研究科修士学位論文審査報告書』、及び最終試験に関する『法学研究科博士前期課程最終試験報告書』は、論文審査及び最終試験を受けた当該学生から請求がある場合、本人に関する報告書に限り開示する。

4. 評価結果に関する問い合わせについて

修士学位論文の審査結果、及び最終試験の評価結果に関する問い合わせは、「成績評価問い合わせに関する取扱要領」を準用する。

- 1) 問い合わせは、成績証明書が交付される学位授与式日より起算して2週間以内に「審査結果問い合わせ書」に基づき、自身の審査結果について、問い合わせることができる。なお、不合格者は、修了者発表日から起算する。
- 2) 問い合わせの結果、評価結果に変更が生じたときは、研究科委員会において審議・決定する。

5. その他

- 1) この取扱要領に定めのない事項については、研究科委員会において審議し、決定する。

附 則

(施行期日)

1 この取扱要領は、2015年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この取扱要領は、2022年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の修士論文及び最終試験に評価基準は、2022年度入学生から適用することとし、2021年度入学生はなお従前の例による。

以 上